

西条農業革新都市総合特区 [指定：平成23年12月、認定：平成24年7月]

正  
準

I 目標に向けた取組の進捗に関する評価

i) + ii) の平均値  $(1.8 + 2.3) / 2 = 2.1$

2.1

i) 取組の進捗

目標値に対する実績に基づく進捗度(当年度実績)

	評価指標	進捗度	評点
1	新しく拡大した販路による販売額	20%	1
2	食関連企業に対する企業立地促進奨励金の交付件数	33%	1
3	農業経営費	88%	4
4	年間農産物販売金額2千万円以上の経営体数《代替指標》	9%	1

評価指標毎の進捗の評価の平均値  $(5 \times 0 + 4 \times 1 + 3 \times 0 + 2 \times 0 + 1 \times 3) / 4 = 1.8$

1.8

※1つの評価指標に複数の数値目標がある場合は、各数値目標の評価を寄与度に応じて加重平均する。  
 (例) 評価指標1について、a、b、cという3つの数値目標があり、各数値目標の評点・寄与度がa:5・20%、b:4・10%、c:3・70%の場合、 $5 \times 0.2 + 4 \times 0.1 + 3 \times 0.7 = 3.5$ で、四捨五入して評価指標1の評価は「4」となる。

■ 地方公共団体による特記事項

※外部要因による数値への大幅な影響等があれば記載

ii) 取組の方向性に対する評価

専門家による評価の平均値

2.3

II 支援措置の活用と地域独自の取組の状況に関する評価

i)、ii)、iii) の平均値  $(2.3 + 3.0 + 2.3) / 3 = 2.5$

2.5

i) 規制の特例措置を活用した事業等の評価

■ 国との協議の結果、現時点で実施可能なことが明らかになった措置(事項)

- ・農地法処理基準の改正により、企業が国有農地で実証試験を行うことが可能となった。(概要)
- ・国有農地を企業が賃借し、営農可能となるよう国との協議を行ったところ、試験研究目的で使用する場合は可能との結論を得た。しかしながら、当初想定していた企業の実証試験が一時中断となっており、具体的な活用には至っていない。(規制所管府省(農林水産省)の評価(参考意見))
- ・河原津干拓地の国有農地の利用については、同干拓地の買受希望があることから、この状況も踏まえて対応したい。

専門家による評価の平均値

2.3

ii) 財政・税制・金融支援の活用実績の評価

専門家による評価の平均値

3.0

iii) 地域独自の取組の状況の評価

専門家による評価の平均値

2.3

正：平成26年3月末までに計画が認定された地区／準：平成26年3月末時点では計画が認定されていない地区

### Ⅲ 総合評価

(専門家所見(主なもの))

2.0

- ・目標には届いていないが、新しく拡大した販路による販売額は増加している。また、先進地並みのコスト水準の実現もコストを下げている、高く評価したい。
- ・サンライズファーム西条以外の経営体からの出荷額が目標を大きく下回っていることが気になる。拠点施設のみに集中し過ぎているのではないか。
- ・カット野菜工場に出荷する生産者に対して、生産量・出荷量を増やしてもらい働きかけを積極的に行わないと実績は上がらないのではないか。
- ・目標値について、今後さらに高く設定されており、実績値との乖離がますます拡大していくことが危惧される。このままでは、目標値が全くの机上のものになりかねないので、目標値の妥当性について検討されたい。

専門家による評価(専門家の総合的な所見)の平均値

2.0

### 評価結果

I、II及びIIIを平均して算出  $(2.1+2.5+2.0)/3=2.2$

2.2

(注)評価に係る評点の考え方については以下のとおり。

- ・評価は5～1(評点)で行う。
- ・進捗度は、100%以上を5、80%以上100%未満を4、60%以上80%未満を3、40%以上60%未満を2、40%未満を1とする。
- ・進捗度以外の評価項目における評点は、5:著しく優れている、4:十分に優れている、3:適当である、2:適当であると認めるには不十分である、1:適当であると認められないとする。